

令和7年度第2回蓮田市児童福祉審議会会議録

開催日時	令和8年1月30日(金)			
	午前10時00分 開会		午前11時50分 閉会	
開催場所	蓮田市役所 303会議室			
委員出席状況	氏名	出欠	氏名	出欠
	野口庸子 会長	○	渡邊陽子 副会長	○
	榎本菜保 委員	○	岡田真彦 委員	×
	吉澤博子 委員	○	白鳥とみ子 委員	○
	田中悦子 委員	○	松本博子 委員	○
	折原弘美 委員	○	里山めぐみ 委員	×
事務局出席者	蓮田市長 山口京子 生涯学習部長 清野哲 生涯学習部次長兼子ども支援課長 小林弘幸 子ども支援課 副主幹 吉角智照 主事 木村大介 保育課 課長 荒井英子 副主幹 田口翔大 主査 飛田康裕			
傍聴者	なし			
会議事項	議事 (1) 子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の進行管理について (2) 特定地域型保育事業の利用定員の変更について (3) 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定について (4) その他			
会議資料	① 資料1 蓮田市児童福祉審議会委員名簿 ② 資料2 教育・保育の目標量進行管理 ③ 資料3-1 子ども・子育て支援事業計画の進行管理 ④ 資料3-2 評価指標に対する達成度 ⑤ 資料3-3 こども計画の進行管理 ⑥ 資料4 1 特定地域型保育事業の利用定員の変更について、2 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定について ④ 資料5 関連法規 ⑤ 資料6 蓮田市児童福祉審議会条例			
会議経過(議事の要旨)				
1 開会 本日の審議会については、委員10人中8人が出席していることから、会議が成立する旨の確認を行う。 山口市長から白鳥委員へ委嘱書交付、白鳥委員自己紹介 2 あいさつ ・野口会長 ・山口市長				

3 諮問

山口市長から野口会長へ諮問

4 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の進行管理について（報告事項）

・子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の進行管理について報告。（事務局）

【質疑・主な意見】（⇒ は事務局の説明）

・資料3-1 No.19「保育士、学童保育所指導員等の確保及び研修の充実」について、正規職員は研修を受講していると思う。保育の質を落とさないためにも、会計年度任用職員も同様の知識等を習得する必要があると思うが対策はされているか。（委員）

⇒正規職員が受講した場合、会計年度任用職員への復命や、クラス単位で園長から研修等で得た情報を共有するなどの対策を行っています。また、最近ではWEBでの研修が増えていますので、会計年度任用職員が受講可能な場合には、一緒に受講するという方法も今後可能かと思えます。（事務局）

・資料3-3 No.26「発達に応じた保育内容の充実」について、発達障害を持つお子さんを発見し、必要な情報や援助を受けられるような制度作りが必要だと思うが、市での状況を教えてほしい。（委員）

⇒3歳児健診やその前の健診などで、保健師が確認し早期に発見できるように努めています。また、その中で親子教室など市が主催している事業の案内や、さくら園の紹介、民間事業所の紹介等を行っております。（事務局）

・資料3-3 No.43「ブックスタート事業」について、令和8年度から9～10か月児健診への統合に向けた準備と記載があるが、これは乳幼児健診の数が減ることなのか。（委員）

⇒縮小ということではないため、健診の数は減りません。（事務局）

・保育士の研修について、今後の方向性として、正規職員を増やして研修を受けられる体制づくりが大事だと思う。市として正規の保育士を増やす取り組みはどのようなことをしているのか。（委員）

⇒保育課では、各園から正規職員増員の要望を受けておりますので、秘書課へお願いしているところです。しかし、募集をかけても応募が少ない状況だったため、令和8年度は年齢条件を引き上げ、応募者の増加を図りました。ただ、全体的な職員配置については教育委員会の中での定数が決まっているため、一番良い方向性を模索している状況です。（事務局）

・不登校の子を持つ親から聞いた話だが、エコーに通っていた時期があった。しかし場所が遠く通うことが難しくなったとのこと。蓮田市は幼児から就学時までのケアメニューは豊富にあると思うが、それ以降のサポートが少ない気がすると言っていた。就学後から青年期のサポート、不登校についての情報等があまりないように感じる。市民からそういった声はあるか。また、それに対してどのように対応しているか。（委員）

⇒子ども支援課では、不登校や学校等を休みがちな子ども達が自由に過ごすための居場所として、毎月第2、4月曜日に西口行政センターにて「ほっとスペースりあん」を運営しています。そのほかには、不登校の子を持つ親同士の話し合いの場として月2回程度、市内公共施設にて「学校を休みがちな子をもつ親のつどい」も開催しております。また、蓮田・白岡地方ユネスコ協会が実施しているU-スイミーが西口行政センターにてこどもの居場所を開催しており、こちらは市外からもお子さんが遊びに来ているようです。不登校でもこのような居場所には来られるという子が多く見受けられます。居場所を確保するという意味では大変重要だと思いますので、継続して行っていきたいと考えています。（事務局）

・5歳児健診の実施について、今後の考え方はいかがか。（委員）

⇒令和8年度より実施したいと考えています。(事務局)

- ・資料3-2「子ども110番の家推進事業」について、各学校で場所は把握しているのか。(委員)

⇒担当課へ確認いたします。(事務局)

子ども110番の家について、年度末頃に各学校と各PTAが協力し、協力家庭へお礼状をお渡しするとともに継続確認を行っております。また、設置場所については、主に通学路や子どもが集まる可能性がある場所に多く設置しており、交通安全教室等の機会に子どもへ子ども110番の家の趣旨を説明し、登下校やその他市内を移動する際に、場所を確認し把握してもらうように努めております。(学校教育課確認)

- ・資料3-3No.46「不登校児童・生徒、悩んでいる若者への相談支援」について、ほっとスペースりあんでは、市報等周知活動は行っているがなかなか利用者が集まらない状況である。開所時間の変更など利用してもらうための工夫を考えているが、予算的な部分で提供できるサービス内容が限られてしまう。民間事業者が提供している居場所のようなサービスができない中で、今後の運営について事務局の考えは何か。(委員)

⇒事務局では、U-スイミーなどと連携を深めながら居場所空間の充実を図るなどして、継続して居場所の運営を継続していきたいと考えています。(事務局)

- ・不登校のお子さんが一歩を踏み出すことは難しいと思う。1人でも必要と感じる子どもがいればその居場所の存在価値はあると考える。子どもが何を必要としているのか、現場の声を聴きながら運営してほしい。(会長)

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の変更について(諮問に係る審議事項)

- ・特定地域型保育事業の利用定員の変更について報告。(事務局)

【質疑・主な意見】

- ・変更の経緯として慢性的な保育士不足が理由にあるが、変更した場合職員の資格要件が半数以上が保育士から全員が保育士になるということで、より運営が大変になるのでは。(委員)

⇒現在採用しているかたは、全員が保育士のため問題ないと考えています。(事務局)

- ・現在、待機児童がいる中で、認可定員が1歳が2人減、2歳が1人減と合計3人減となっている。待機児童の増加に繋がるのでは。(委員)

⇒定員について、数年前から事業所より減らしてほしいと要望がありました。ただ、要望があった時点では待機児童の関係で対応することが難しく、負担になることは承知の上、現状維持をお願いしておりました。この度、令和8年6月に新宿幼稚園が新たに認定こども園になることで、そちらの枠が増加し減少分をフォローできると考え変更をお願いするところでございます。(事務局)

(3) 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定について(諮問に係る審議事項)

- ・乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定について報告。(事務局)

【質疑・主な意見】

- ・公立は実施しないということよろしいか。また、実施しない理由は何か。(委員)

⇒まずは私立のみで実施を予定しています。公立はプレックス・キッズ内での一時預かりにおいて、理由を問わず預けることができ、類似の事業を実施しております。(事務局)

- ・プレックスキッズの一時預かりは市外のかたも利用するなど大変人気と伺っている。本事業は非常にニーズがあるものだと感じた。(委員)

- ・新宿こども園について、事業類型が一般型での実施とあるが、利用定員に対する体制はどのように設定し

ているのか。(委員)

⇒新宿こども園の保育士の数に対して、受け入れられる定員数を設定しています。(事務局)

・実施場所について、専用室ではなく合同で考えているのか。(委員)

⇒子育て支援室の一部で、運営を予定しています。(事務局)

・新事業ということもあり、実施する園と上手く連携をとっていただきたいと考えるが、そのための会議など話し合いの場は設けているのか。(委員)

⇒不明点について随時電話等で連絡を取り共有しています。月1回程度園に出向き、状況確認などを行っているため、連絡体制は取れていると思います。(事務局)

・利用するにあたって、申請窓口はどこになるのか。(委員)

⇒乳児等通園支援事業の利用は、基本的にはオンラインでの申し込みになります。(事務局)

・保護者からの申請に対する保育課での認定基準は。(委員)

⇒保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満が条件となるため、その確認を行います。また低所得世帯等の減免制度があるため、その確認も併せて行います。(事務局)

・一時預かりを利用しているかたでも利用可能時間は月10時間が上限か。(委員)

⇒その通りです。(事務局)

・一時預かりの利用料金について、利用料金の減額について検討したことはあるか。(委員)

⇒過去については不明ですが、現在までに利用料金は変更しておりません。(事務局)

・事業にかかる経費の負担割合は。(委員)

⇒給付事業に関しての負担割合は、国が3/4、県が1/8、市が1/8となっています。(事務局)

・園の負担は。(委員)

⇒給付事業に関しての負担はございません。(事務局)

・本事業の周知は何を行っているか。(委員)

⇒3月号の市報に掲載予定です。併せて市HPでの案内も考えています。(事務局)

・ポスター等を公共施設や子育て関連の施設に掲示することは考えているか。(委員)

⇒検討いたします。(事務局)

・オンライン申請とのことだが、スマホ等を持っていないかたはどのように申請するのか。(委員)

⇒保育課が代理で申請することが可能です。(事務局)

(4) その他

特になし

5 答申

・答申(案)の資料を配布。(事務局)

【質疑・主な意見】

・特になし

—答申(案)の承認—

〔休憩〕

- ・会長から市長へ答申。
- ・市長から答申に対するお礼とあいさつ。

6 その他

- ・次回の会議日程等について説明。(事務局)

7 閉会

- ・閉会のあいさつ(副会長)